

相続預金と遺産分割

—最高裁平成28年12月19日大法廷決定から

弁護士 永井 弘二

第1 はじめに

マスコミでも大きく取りあげられたが、最高裁判所は、大法廷の決定によって、遺産である預金等について遺産分割の対象となるとの判例変更をした。

従前は、最判昭和29年4月8日(判タ40号20頁)が金銭債権等の可分債権が遺産にある場合には、相続分に応じて当然に分割され、遺産分割の対象とはならないとしていることを受けて、預金等についても同様の可分債権として遺産分割の対象とはならないとしていた(最判平成16年4月20日判タ1151号294頁)。

今回の最高裁大法廷決定は、この平成16年最判を変更したものである。

第2 相続手続の概要と預金の当然分割の不当性

1 相続においては、法律が相続人の「法定相続分」を定めており、これを前提に特別受益(生前に受けた贈与等)や寄与分(相続人が被相続人の財産の維持、増加に寄与した場合に当該相続人に加算されるもの)を除加算等して「具体的相続分」が算出され、この「具体的相続分」に見合うように遺産を分けることになる。

例えば、遺産として1000万円分の財産があり、相続人として子A、Bがいる時、法定相続分は各2分の1だが、Aが生前に被相続人から200万円分の財産の贈与を受けていた場合、これはAの特別受益となつて、具体的相続分はA400万円分、B600万円分となる(生前贈与分を加えて1200万円をみなし相続財産とし、各自のみなし相続分を600万円として、ここからAについては特別受益200万円を差し引くという計算をする。)

2 そして、不動産などの大きな遺産が生前贈与されて特別受益となつており、遺産としては預金しか残っていないような場合、この預金債権が当然分割されて遺産分割の対象とならないとすると、それだけでは極めて不公平な結果となる。

例えば、相続人が子A、Bの2人で、Aが1000万円相当の生前贈与を受けており、遺産は預金が800万円だけだったという場合、もし、預金800万円が当

然分割になるとすれば、A、B各自400万円を取得して終わることになり、結果、全体でAは1400万円、Bは400万円を取得することになる。他方、遺産分割するとすれば、特別受益を加えた1800万円がみなし相続財産となり、各自のみなし相続分は900万円となつて、Aは既に1000万円分の生前贈与を受けていることから具体的相続分はなく、800万円の預金はBのものとなる(100万円足りないが、これはやむを得ない)。

このように、預金が当然分割されるとしてAが1400万円を取得するという結果が、如何に不合理かは言うまでもない。

しかし、実際にAが預金のうち400万円を取得してしまった後に、Bが400万円をAに請求することができるのかは、実はそう簡単なことではない。不当利得となるかが問題であるが、Aはあくまで当然分割された預金の払戻を受けたに過ぎず、「法律上の原因」が存するので不当利得とはならないとも考えられるからである。敢えて法律構成を考えると、預金債権が当然分割される際の「相続分に応じて」の「相続分」は、「法定相続分」ではなく特別受益等も考慮した「具体的相続分」であるとすれば、Aが預金400万円を取得する「法律上の原因」はないことになる(昭和29年最判も平成16年最判も「相続分に応じて」としか述べていない。しかし、前後の文脈からは「法定相続分」を前提としているようには見えない。また、預金を払い戻す金融機関の側からすると、法定相続分であれば分かりやすいが、具体的相続分であるとすれば、金融機関には全く不明な事柄になるため、いきおい払戻を請求する相続人に極めて厳密な立証を求めざるを得ないことになる。)。こうしたことを考えると、BがAに400万円を請求するためには、払戻を求める相続人と金融機関の間では「法定相続分」により分割されるが、相続人同士の間では「具体的相続分」により分割されるという考え方を取る必要がある(ちょっと見るとおかしい理屈に見えるかもしれないが、法概念の相対性として、法解釈としてはあり得ないものでもないと考えられる。)

こうした点について事後的な修正を図った判決例等は見当たらないようである(実務的には、預金も遺産分割の対象とした形で協議等がなされることが多かったためではないかと考えられる。)

3 今回の最高裁の事案は、一方相続人の特別受益が大きく、預金を遺産分割の対象としなければ、極め

て不公平、不正義な事態が生ずる事案であった。

第3 決定内容

- 1 最高裁の決定理由は、概ね以下のとおりである。
 - ① 相続場面においては、預金等は、現金と同様に不動産等の直接分割することが難しい遺産がある場合に、分割を適切に行うための調整手段としての意味を持つ。
 - ② 預金契約の性質は消費寄託であるが、入出金の都度金額は変動するものの1個の預金債権として同一性を保持し、預金者が死亡した場合でも消滅せず、法的には、死亡後に入金等があっても1個の債権として同一性を保持しながら存在する。
 - ③ 預金者死亡後に口座に入金された場合、当然分割を前提とすれば、入金の都度各相続人に相続分に応じて振り分けられるということになるが、煩雑であり、そのような理解は当事者の合理的意思に反するとも言える。
 - ④ 定期貯金については、払戻が制限されることから、当然分割とすれば分割された貯金の利息計算が煩雑になり、払戻を制限していた趣旨に反する結果となる。

こうした理由から、最高裁は、銀行の普通預金、ゆうちょ銀行の通常貯金、定期貯金は、相続によっても分割されず、遺産分割の対象とならした。
- 2 従前、最高裁は、預金も当然分割されるとの前提を取りながら、現金は分割されることなく遺産分割の対象となると判断しており(最判平成4年4月10日判タ786号139頁)、また、預金取引履歴の開示請求に関して、預金契約は消費寄託契約の性質を有しつつ、振込入金の受け入れ、自動引き落とし等の委任事務も包含されることから委任ないし準委任契約の性質も有するとしていた(最判平成21年1月22日判タ1290号132頁)。

現金を当然分割とせずに遺産分割の対象としたのは、上記①の理由に整合的である。

預金契約を委任ないし準委任契約の性質をもつとした点については、委任契約は委任者(預金者)の死亡により本来は終了することになってしまうが(民法653条1号)、消費寄託としての性質も合わせ持つ点を考慮して、最高裁は、預金者の死亡によっても預金契約は終了せず、預金契約自体が相続人の準共有状態となると判断したものと考えられる。

第4 最高裁決定の射程

- 1 今回の最高裁決定は、上記の平成16年最判を変更すると明示しており、昭和29年最判の変更には言及していない。

したがって、可分債権が当然分割となるとの判例自体には変更はなく、今回の決定は預金等についての判断であることは明らかである。貸金債権や不法行為等の損害賠償請求権など1回的な金銭債権は、可分債権として債権者の死亡により相続人に当然分割されるという扱いに変更はないと考えられる。

なお、最高裁は、遺産に収益不動産がある場合の賃料の取扱について、相続開始後に発生した賃料は、相続人に当然分割して帰属し、遺産分割の対象とならないとしていた(最判平成17年9月8日判タ1195号100頁)。これは、収益不動産自体が遺産であり、遺産分割までは不動産の共有状態となり、共有持分権に基づいて賃料が各相続人に帰属すること、後の遺産分割に遡及効があるとしても既発生賃料には遡及効は及ばないとの理由に基づいている。この判例にも変更はないと考えられる。
- 2 今回の最高裁判決で具体的に取り扱った預金等は、上記のとおり、銀行の普通預金、ゆうちょ銀行の通常貯金、定期貯金であったが、銀行等の定期預金も含まれることになると考えられる。定期預金も最高裁判示の理由にそのまま合致するからである(理由中に「定期預金等」という言葉も使われている)。
- 3 また、最高裁は、従前、定額郵便貯金(最判平成22年10月8日判タ1337号114頁)、投資信託受益権、個人向け国債(最判平成26年2月25日判タ1401号153頁)、投資信託で償還金が投資信託販売会社の被相続人名義の口座に入金された場合(最判平成26年12月12日判タ1410号66頁)については、当然分割とならず、遺産分割の対象とならしていた。

もちろん、これらの判例についても変更はない。
- 4 貸金債権や不法行為等の損害賠償請求権などの1回的な金銭債権は、上記のとおり昭和29年最判の射程であり、当然分割となると考えられるが、一定の契約関係に基づいて、継続的に発生する債権、例えば私的年金の受給権のような定期金債権(但し権利者の死亡により消滅しない場合)などがあるとするれば、今回の最高裁決定や上記の賃料についての最高裁判決を前提とすると、判断は相当微妙なものとなってくる(遺産の法定果実である賃料と、契約自体に基づく定期金債権は性質が異なることから、契

約の性質にもよるが、当然分割とはならないとの判断もあり得ると思われる。)。こうしたものについては、今後の事案の積み重ねが必要になると思われる。

- 5 このように、今回の最高裁決定は、貸金債権や不法行為債権などの1回的な金銭債権には及ばないと考えられる。

しかし、仮に、相続人のいずれかに特別受益があり、遺産として残っているのはこうした債権のみである場合には、上記に述べたように不平等な結果となりかねないのは同様である。大橋裁判官の補足意見は、こうした点についてのものである。今回の最高裁決定を前提にすると、今後、昭和29年最判が変更されるか、上記に述べたように不当利得法理等に基づく調整が図られる必要があると考えられる。

第5 実務の対応

- 1 今回の最高裁決定を受けた金融実務、特に金融機関の対応は、必ずしも明快な結論が得られない場面も少なくないと考えられる。

- 2 相続人から払戻請求

従前、預金等は当然分割されるとの前提で、遺産分割協議未了の状態でも、単独の相続人から金融機関に法定相続分に応じた預金の払戻請求がなされることがあった。これに対する金融機関の対応は、金融機関ごとに異なっていたが、遺言が不存在であることの確認などのために、他の相続人に照会をするなどして、払戻に応じてきた金融機関も少なくない。

しかし、今回の最高裁決定により、預金等も遺産分割の対象となるため、遺産分割協議書や相続人全員の同意等がなければ、金融機関としては払戻には応じられないことになる。

この点で、被相続人の未払の医療費など喫緊に支出しなければならないものがあった場合でも、相続人全員の同意が得られないと預金の払戻を受けられないこととなる。今回の最高裁決定において、大谷裁判官ほか4名の補足意見では、このような喫緊な支出が必要な場合は、遺産分割審判前の保全処分として仮分割を求める保全処分の活用が考えられると指摘されている。今後、こうした手続についても保全処分の要件等が深められていくことが望まれている。

- 3 相続預金口座への入出金

相続預金口座への入出金については、これまでの実務では、いったん口座凍結し、家賃等の振込や口座引落などは、相続人から依頼があった場合に、個

別に検討して対応していた金融機関が多かったと思われる。

今回の最高裁決定によれば、預金契約は、準共有状態で相続人に帰属することになるため、これを素直に見れば、入金を受け入れ、口座引落等についても、生前の契約関係がそのまま引き継がれることから引き落とすことにもなりそうである。

しかし、例えば、家賃については、上記のように、相続人に当然分割される性質のものであるにもかかわらず、いったん相続預金口座に入金された場合には、単独相続人からの払戻請求には応じられないこととなると考えられ(鬼丸裁判官の補足意見もこれを前提としていると考えられる)、いたずらに紛争化してしまう可能性も否定できない。口座引落についても、その内容によっては、遺産としての相続預金から支払うことに異議のある相続人が出現しないとも限らない。

したがって、金融機関としては、上記の従前の対応を変更することは、実際には困難ではないかと考えられる。

法的には、最高裁は預金契約上の地位が共有ないし準共有状態で相続人に帰属することを前提としているが、預金口座への振り込みや口座引落は、委任ないし準委任としての性質を有することから、預金契約のうち、こうした委任ないし準委任の性質を有する事務については、委任の終了事由についての民法653条1号により、被相続人の死亡によって終了すると考えて、相続人から依頼があった場合には、個別に検討して新たな委任事務として入金の受け入れや口座引落等に応ずるということになるのではないと思われる(共有状態の預金口座の管理行為として、相続人の過半数の同意を得るということになるであろうか)。但し、今回の最高裁決定の理由からは、相続後に預金口座に入金がなされることが前提のようにも見えるので、一概にこうした解釈が可能かは、さらに検討が必要である。